

# 「実践型人材養成システム」

実施をお考えの事業主の皆さまへ

相談・申請の集中緩和のため

## 平成28年3月・4月に開始する訓練の

### 認定申請はお早めに!

この雇用型訓練は、主な対象が新規学卒者であるため、3月または4月に訓練を開始する事例が大変多くなっています。実施計画認定申請書の労働局への提出は、通常、訓練開始日の30日前までですが、毎年1～3月はお問い合わせや申請手続が集中し、大臣認定までに30日以上を要することがあります。

**平成28年3月・4月に訓練を開始する計画については、早めに準備していただき、遅くとも平成28年1月中には申請手続を済ませられますよう、集中緩和へのご協力をお願いします。**

#### 申請に必要となる書類

- |   |
|---|
| (1) 実施計画認定申請書(様式第7号第1面～第4面)                         |
| (2) 実践型人材養成システム実施計画                                 |
| (3) 教育訓練カリキュラム                                      |
| (4) ジョブ・カード様式3-3-1-1職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(企業実習・OJT用) |
| (5) 提出書類の確認シート                                      |
| (6) 提出書類の作成ポイント (千葉労働局で提出をお願いしています。)                |

◆上記(1)～(5)の書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

トップページ「分野別の施策」雇用・労働>職業能力開発>(施策情報)ジョブ・カード制度>(施策紹介)ジョブ・カード制度>(事業主の方、企業採用担当者の方へ)ジョブ・カード制度の活用>雇用型訓練に関する手続きのお知らせ>様式のダウンロードはこちら

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job\\_card01/koyoukunren.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/koyoukunren.html)

◆**新様式をご利用ください!**(新様式でない場合受付できないことがあります)

◆ジョブ・カードの様式番号が4号から**3-3-1**へ変更されたので、書類を作成するときにご注意ください。

◆ご不明な点は、千葉労働局職業対策課分室(043-441-5678)にお問い合わせください。

